

教育研究審議会の議事録及び会議資料の公表に関わる取扱いについて

1 公開に関する根拠規程

公立大学法人青森公立大学教育研究審議会運営要綱第5条

規程第5条に規定する議事録及び教育研究審議会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程に定める不開示情報及び教育研究審議会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とする旨の議決をしたときは、この限りでない。

2 公表に当たっての基本的な考え方

本規定の趣旨に鑑み、原則、議事録及び会議資料を公表する（本学 HP への掲載）。ただし、青森市情報公開条例において、不開示情報とされているものについては、公表しない。

※議事録は、不開示とする内容に下線を付け（委員用）、公表時は下線部を削除する（公表用）。

※会議資料は、資料に一つでも不開示情報がある場合は、資料全体を非公表とする。

※一定の時期の到達で公表することができる情報（審査終了後の委員等）も改めての公表はしない。

青森市情報公開条例における不開示情報の主なもの

（第7条第2号）個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

（第7条第5号）審議検討等情報

市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（第7条第6号）行政運営情報

市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 公表の時期及び手順

・ 定例会：次回定例会終了後

※臨時会は原則、次回定例会後

・ 事務局で作成した議事録・資料公表一覧を審議委員に事前に配付 ⇒次回定例会で了承